令和2年8月

清掃業務委託 共通仕様書

（優先順位）

第１　本業務の実施にあたっての優先順位は下記のとおりとする。

１．契約図書

２．三重県公共工事共通仕様書

（共通事項）

第２　本業務の実施にあたっては、「三重県公共工事共通仕様書」（三重県のホームページ及び四日市市担当各課にて縦覧）を準用する。

２．業務の一部について下請負に付する場合には、四日市市工事執行規則第 18 条における様式により、請負工事一部下請負届を提出すること。また、下請契約締結日より、10日以内に施工体制台帳、工事作業所災害防止協議会兼施工体系図を届出書（発注者指定の様式）に添付し提出すること。

３．道路交通障害を生じる場合は受注者にて、所轄警察署で道路交通法第７７条による「道路の使用の許可」の手続きを行うこと。また、緊急車輌等の通行に支障を来たす場合は、関係各機関（消防署等）に連絡し必要な手続きを行うこと。

４．業務委託料300万円未満の業務の工程表及び履行状況報告については、監督職員が提出を求めない限り省略するものとする。

５．着手前に施工計画書を提出すること。

６．日報・納品伝票等の写しは、監督職員が提出を求めた場合については、提出すること。

７.工程表については四日市市工事執行規則第14条における様式にて提出すること。

８．監督職員より指示があった場合は、環境管理に係わる配慮事項確認書を提出すること。

９．実施にあたり、工事看板・立入防止処置など、交通安全施設による安全管理を徹底すること。

１０．この契約による業務の従事者は、業務を実施するに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別紙『個人情報取扱注意事項』を遵守しなければならない。

（現場の管理）

第３　関係諸法規を遵守し、労働者・その他出入者の監督・風紀衛生の取締まりならびに火災盗難・その他の事故防止に十分注意しなければならない。

既設物に近接する作業については、これらに支障を与えぬよう細心の注意をもって行うこと。なお、緊急時の措置方法については各所有者（管理者）の指示が優先することがある。

（騒音・振動）

第４　本業務に際し発生する騒音・振動について極力小さくなるよう機種の選定、使用方法について十分考慮すること。

（品質管理）

第５　基準数量以下の品質管理等については、監督職員の指示によるものとする。

（暴力団等不当介入に関する事項）

第６　　契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第２８号）第 ３ 条又は第 ４ 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

２．暴力団等による不当介入を受けたときの義務

（１）不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

（２）契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

（３）(1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

（除草等業務）

第７　　除草後の草の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく中間処理施設及び再生資源の利用の促進に関する法律に基づく再生資源化施設」に搬入すること。また、処理後すみやかに計量伝票の写しを監督職員に提出すること。

なお、草刈後の草は可能な限り乾燥させて搬入すること。

２．草刈後の草の処分について、自社処分の場合は処分費を減額変更し、運搬距離においては自社処分先が特記仕様書記載の運搬距離未満の場合は、減額変更する。その場合においての処分方法については監督職員と協議すること。

３．詳細位置については、着工前に監督職員と十分に協議し決定すること。

４．監督職員からの指示があった場合には、業務着工前に、地元自治会と調整を行うこと。

（特記仕様書）

第８　　他別記の特記仕様書を附す。

〔別紙〕

個人情報取扱注意事項

（基本事項）

第１　この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（施工者の義務）

第２　乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者(以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成 11 年四日市市条例第 25 号。以下「条例」という。）第 11 条に規定する義務を負う。

２　乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

（秘密の保持）

第３　乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

２　乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な管理）

第４　乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

２　乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

３　管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

４　四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

（収集の制限）

第５　乙及び乙の従事者は、この契約による工事を行うために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（再提供の禁止）

第６　乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。

２　乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

３　前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

（複写、複製の禁止）

第７　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約に

よる工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第８　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第９において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

２　甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

３　前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

（資料等の返還）

第９　乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

２　前項の廃棄又は消去は、以下の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1)　紙媒体　　シュレッダーによる裁断

(2)　電子媒体　データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

３　乙は、第６の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

４　前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

（研修・教育の実施）

第１０　乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修･教育を行うものとする。

（罰則等の周知）

第１１　乙は、条例第 44 条、第 45 条、第 47 条及び第 48 条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

（苦情の処理）

第１２　乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

（事故発生時における報告）

第１３　乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第１４　甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明示項目	明示事項	条件及び内容
設計積算条件	☑ 工事工種	☑ 該当工事工種を記入する。　河川維持工事
	☑ 積算基準	☑ 三重県県土整備部制定　令和3年7月制定版
		□ ○○協会積算資料(2021)※参考　□ 想定土質（　　） □ 透水係数（　　）
	☑ 単価適用日	☑ 令和3年4月1日制定【令和3年11月1日一部改訂】　□ 建設物価・積算資料　令和3年　月 □ ○○協会参考資料(2021)※参考
	☑ 週休補正×施工地域区分	☑ 週休補正なし　□ 4週8休　□ 4週7休　□ 4週6休
	☑ 施工地域区分	□ 市街地(DID補正)(1)-1　(□ 電線共同溝工事 □ 道路維持工事 □ 舗装工事　□ 橋梁保全工事　) □ 市街地(DID補正)(1)-2　□ 市街地(DID補正)(1)-3 ※現場管理費は(1)-2 □ 一般交通影響有り(1)-1　(□ 電線共同溝工事 □ 道路維持工事 □ 舗装工事　□ 橋梁保全工事　) □ 一般交通影響有り(1)-2 □ 一般交通影響有り(2)-1　(□ 電線共同溝工事 □ 道路維持工事 □ 舗装工事　□ 橋梁保全工事　) ☑ 一般交通影響有り(2)-2 □ 山間僻地及び離島　□ 補正なし
	☑ 一般管理費の補正	☑ 前払金支出割合に係る一般管理費等率の補正 ☑ 有　□ 無 ☑ 契約保証に係る一般管理費等率の補正 □ 有　☑ 無
	□ 随意契約による調整	□ あり　□ なし
工程関係	□ 別途工事との工程調整	□ 調整項目 □ 資材等の流用　□ 仮設及び工事用道路等の調整 □ 建設機械等の調整 □ 施工順序の調整 □ その他（　　）□ 別途協議
	□ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限	□ 制限する工種名（　　）□ 施工時期及び施工時間（　　） □ 施工方法（　　）
	□ 他機関との協議	□ 協議が必要な機関名（　　）□ 協議完了見込み時期（　　）
	□ その他（　　）	□ その他（　　）
用地関係	□ 用地補償物件の未処理箇所あり	□ 未処理箇所　(□ 別添図　□ No.　～ No.　□ 別途協議　) □ 完了見込み時期（□ 令和　年　月頃　□ 別途協議　）
	□ 仮設ヤードあり	□ 仮設ヤード（□ 官有地　□ 民有地　□ その他（　　）□ 別途協議 □ 仮設ヤード使用期間（　　） □ 仮設ヤードからの運搬距離（L=　Km） □ 使用条件・復旧方法（　　）
	□ その他（　　）	□ その他（　　） ※事前に地元と協議を行い、増減が必要な場合は事前に監督職員と協議すること。
公害対策関係	☑ 施工方法の制限あり	☑ 制限項目 □ 騒音　□ 振動　□ 水質　□ 粉じん　☑ 排出ガス　□ その他（　　） □ 施工方法 □ 指定工法名（　　）□ その他（　　）□ 別途協議
	□ 事業損失防止に関する調査あり	□ 調査項目 □ 騒音測定　□ 振動測定　□ 水質測定　□ 近接家屋の事前・事後調査　□ 地盤沈下測定 □ 地下水位等の測定　□ その他（　　） □ 調査方法 □ 別途資料　□ その他（　　）□ 別途協議
	□ その他（　　）	□ その他（　　）

特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明示項目	明示事項	条件及び内容
安全対策関係	☑ 交通安全施設等の指定あり	□ 交通安全施設等の配置 □ 別途図面　□ その他（　　）□ 別途協議 ☑ 交通管理要員の配置 □ 別途図面　□ その他（　　）□ 別途協議　☑ 別途仕様書 □ 配置人員数（　　人） ☑ 交代要員数（　　1 人/日） ☑ その他(配置人員の変更は原則行わないものとするが、交通誘導警備員については、地元自治会、関係機関及び警察の意見を検討し、配置人員に変更が生じる場合については、監督職員と別途協議を行うこと。ただし、工事車両の搬入出に伴い配置する場合については、間接費に含まれるものとし、設計変更の対象としない。)
	□ 近接施設等に対する制限	□ 既存施設あり ・近接公共施設　□ 鉄道　□ 電気　□ 電話　□ 水道　□ ガス　□ その他（　　） ・近接施設　□ 擁壁（　　）□ ブロック塀　□ 家屋　□ その他（　　） ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 □ 工法制限あり ・制限を受ける工種（　　） ・制限内容（　　）
	□ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	□ 安全防護施設等の配置 □ 別途図面　□ その他（　　）□ 別途協議 □ 保安要員の配置 □ 別途図面　□ その他（　　）□ 別途協議
	☑ 現場での安全確保(自主施工の原則)	☑ 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 ☑ 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。
	□ 現場環境改善費適用工事	□ 現場環境改善の内容(率分)(　　) □ 現場環境改善の内容(積上)(　　)
	□ その他（　　）	□ その他（　　）
仮設備関係	□ 仮設備の設計条件あり	□ 使用期間及び借地条件 □ 別添図面等　□ その他（　　）□ 別途協議 □ 転用あり（　　回） □ 兼用あり（　　） □ その他（　　）
	□ 仮設物の構造及び施工方法の指定	□ 構造及び設計条件 □ 別添図面等　□ その他（　　）□ 別途協議 □ 施工方法 □ その他（　　）

特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明示項目	明示事項	条件及び内容
残土・産業廃棄物関係	☑ 残土処分 （処分先については監督職員に工事打合簿にて提出すること） ☐ 残土処分（指定処分・他工事流用） ☐ 産業廃棄物の処理条件あり ☐ 提出書類 その他（　　）	☑ 残土処分地　　暫定運搬距離(処分地未定につき相互協議する)　☑ L= 4Km　☐ L= 8Km ☐ 別添図等　☐ その他（　　）☐ 別途協議 ☐ 処分地の処理条件あり ☐ 押土整地　☐ その他（　　） ☐ 産業廃棄物の種類 ☐ コン塊　☐ アス塊　☐ 木材　☐ 汚泥　☐ その他（　　） ☐ 産業廃棄物の処分地　　運搬距離（L＝　　Km） ☐ 再生処分地（　　）☐ 最終処分地（　　）☐ 別途協議 ☐ その他（　　）☐ 別途図書 ☐ 処分地での処理費 ☐ 計上あり（☐ 処理料　☐ 押土整地　☐ 被覆土）☐ その他（　　）☐ 別途協議 ☐ 処分場の受入条件（　　） ☐ 舗装切断時の排水処理 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理」する際には、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。 なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。 ☐ その他（　　）
工事支障物件関係	☐ 工事支障物件あり ☐ その他	☐ 支障物件名 ☐ 鉄道　☐ 電気　☐ 電話　☐ 水道　☐ ガス　☐ 有線　☐ その他（　　） ☐ 移設時期（☐ 令和　　年　　月頃　☐ 別途協議） ☐ 防護（　　） ☐ その他（　　）
排水工関係 (濁水処理含む)	☐ 濁水、湧水等の排水に際し、制限あり ※法令上乗せ制限の場合	☐ 項目および基準値（　　） ☐ 調査項目（　　） ☐ その他（　　）
薬液注入関係	☐ 薬液注入工法等の指定あり ☐ 提出書類あり ☐ 注入量の確認 ☐ 注入の管理及び注入の効果確認 ☐ その他	☐ 工法区分 ☐ 材料種類（　　）☐ 施工範囲（　　） ☐ 削孔数量（　　）☐ 注入量（　　） ☐ その他（　　）☐ 別途協議 ☐ 工法関係（　　） ☐ 材料関係（　　） ☐ その他

特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明示項目	明示事項	条件及び内容
再生材料使用関係	□ 再生材使用の指定あり □ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用 □ その他	□ 再生材の種類 □ 再生Asコン　□ 再生路盤材　□ 再生クラシャーラン　□ 再生砂 □ 再生材が使用できない時の措置 □ 新材に変更　□ その他 （　　）　□ 別途協議 □ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。 (認定製品の品名：　　) □ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 (認定製品の品名：　　) 【注：認定製品の品名欄については、設計単価表品名を記入すること。】 □ その他 （　　）
その他	□ 工事用機材の保管 □ 現場発生品あり □ 支給品あり □ 盛土材料等工事間流用あり □ 試験　（ 平坦性試験　　） □ テストピース　（ 区画線工　　） □ 随時検査 □ 汚水桝設置申請書回収費 ☑ その他 （　　）	□ 保管場所 （　　）　期間（　　） その他 （　　） □ 品名（　　）数量（　　）保管場所 （　　） □ その他 （　　） □ 品名（　　）数量（　　）引渡場所 （　　） 時期（令和　年　月　日）その他 （　　） □ 運搬方法 （ □ 受注者で運搬　□ 受注者以外で運搬　□ 別途協議　□ その他 （　　） □ 引渡場所 （ □ 別添図等　□ 別途協議　□ その他 （　　） □ 数量（　　）　運搬距離　L＝　　Km) □ 試験実施　□ 要　□ 不要 □ テストピース実施　□ 要　（　　）　□ 不要 □ 受注者は四日市市工事検査規程第8条第6項に基づき、発注者が随時検査を求めた場合は、監督職員の指示に従い受検すること。 □ 件数・・・　　件 ☑ その他 （ 別紙特記仕様書による
適用条件		☑ 三重県公共工事共通仕様書(令和2年8月版)を準用 (部分改正を行った内容も含む(最新改正：令和3年7月　一部改定) □ 土木構造物設計マニュアル(案) □ その他

(注) 上記受託業務事項・条件および内容のレ印当該欄は作業に当たって制約を受けることになるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は工事打ち合わせ等により協議するものとする。

特　記　仕　様　書

（四日市市上下水道局　下水建設課）

第１条　適用範囲

本仕様書は「令和３年度　雨水路清掃業務委託（常磐その１）」に適用する。

本仕様書の適用範囲は、『三重県公共工事共通仕様書』と共に本業務の実施にあたり、受託者が守らなければならない特記事項についての仕様書であり、共通仕様書と重複する事項については本仕様書が優先する。

第２条　安全対策

安全確保のため、車両及び歩行者の通行に支障となる作業時は誘導及び整理を行う交通誘導警備員の配置１人を標準とする。

第３条　業務について

□清掃業務

・水路内の草、藻、土砂等の撤去を行う。ヘドロは対象外とする。また、土水路については床均しを行うこと。

・水路内に小型バックホウを降ろし、排土板にて藻の除去を行うこと。

・残土処分場については、未定であるため運搬距離を４ｋｍとしている。このため契約後処分地については速やかに決定し、監督職員の承諾を得ること。なおこの運搬距離については変更の対象とする。また、土砂等搬出の際道路等を汚した場合は速やかに清掃し、周辺地域に迷惑のかからないようにすること。

□除草業務

・水路内法面、路肩部の除草を行う。

・除草後の処理については可能な限り乾燥させ、自然共生化学㈱いなべＧ＆Ｂエコヤードに搬入することとする。ただし、上記処分先が受入不可となった場合は、処分先を設計変更の対象とする。

・処理量については、計量伝票を提出し、実数量にて設計変更する。

・処分地について、四日市市クリーンセンターへの搬入は禁止とします。

□共通業務

・詳細位置については、着手前に監督員と十分に協議し決定すること。

・隣接地の許可なしに出入しないこと。また、出入がある際は事前に協議を行い、許可を得てから作業を実施すること。

・現場で発生したゴミ（空き缶、ビン、ペットボトル等）の収集及び分別作業を行い、袋詰めにしたものを四日市市野田一丁目5-32下水道ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰに搬入すること。ゴミの処分は市が実施する。

・監督職員の指示により、清掃等完了時の段階確認を受けること。

追加特記仕様書

特例監理技術者等の配置

１．本工事において、建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、（１）～（12）の要件を全て満たさなければならない。ただし、兼務する工事は特例監理技術者の配置が可能な工事であること。（兼務する工事の発注機関に技術者の配置について確認済であること。）

（１）　建設業法第２６条第３項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（２）　監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（３）　監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（４）　同一の特例監理技術者を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に２件までであること。

（５）　低入札工事でないこと。

（６）　24 時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事でないこと。

（７）　兼務する工事の場所が特例監理技術者としての職務を適正に遂行できる範囲として、四日市市内であること。ただし、兼務する工事現場間を直線で結んだ距離が概ね１０km以内である場合は、この限りではない。

（８）　公共工事であること。市発注工事に限らず、国・県・市町など公共機関等の発注工事も対象とする。

（９）　特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。

(10)　特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(11)　監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。

(12)　現場の安全管理体制について、平成７年４月 21 日付基発第 267 号の２「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

２．本工事の監理技術者が特例監理技術者として他工事と兼務する場合は、現場代理人等選任（変更）通知書に加えて、（９）～（12）についての内容がわかる業務分担、連絡体制等を記載した施工計画書を提出すること。また、工事途中において配置を行う場合も同様とする。

３．本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録を行うこと。

業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

本業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。

（１）　業務の円滑な履行確保を図る観点から、業務の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。

（２）　新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という３つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや食事・休憩など、多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。

（３）　業務等の関係者が緊急事態措置・まん延防止等重点措置を実施すべき区域から作業等に従事する必要がある場合は、受発注者で協議を行い、感染拡大防止のための適切な対応をとること。

（４）　感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とする。ただし、感染防止については、事前に監督員と協議を行い有効な手段と認められる場合に業務計画書に記載した上で履行することを前提とする。

（５）　新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「業務の一時中止や履行期間の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。

（６）　作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。

なお、感染者等であることが判明した場合は、本業務のみならず、受注者が本市と契約中の全ての業務について、一時中止の措置を行う場合がある。